

通所型サービス契約書

様

株式会社 アイカワ

通所型サービス 契約書

（以下、「お客様」とします）と株式会社アイカワ新舞子デイサービスセンター（以下「アイカワ」とします）は、アイカワがお客様に対して行う通所型サービスについて、次のとおり契約（以下、「本契約」とします）を締結します。

第1条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から、お客様の要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定等」とします）の有効期間の満了日（令和 年 月 日）までとします。
- 2 契約の満了日の7日前までに、お客様からアイカワに対して、書面（「契約終了・解約申込書」）による契約終了の申し出がない場合は契約は自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第2条（契約終了）

- 1 次のいずれかの事由に該当する場合、本契約は終了します。
 - ① 第3条第1項の規定により、お客様から契約解除の意思表示がなされた時
 - ② 第3条第2項の規定により、お客様から契約解除の意思表示がなされた時
 - ③ 第4条第1項の規定により、アイカワから契約解除の意思表示がなされた時
 - ④ 第4条第2項の規定により、アイカワから契約解除の意思表示がなされた時
 - ⑤ 第4条第3項の規定により、アイカワから契約解除の意思表示がなされた時
- 2 次のいずれかの事由に該当する場合、本契約は自動的に終了します。
 - ① お客様の要介護認定区分が自立と判定された場合
 - ② お客様が死亡した場合
- 3 本条第1項及び第2項の場合においても、お客様は既に実施した通所型サービスについては、所定のサービス利用料金をアイカワに支払うものとし、ます。

第3条（お客様の解除権）

- 1 お客様は、本契約に定める通所型サービスが不要になった場合には、契約の有効期間中であっても本契約を解約することができます。この場合は、本契約の解約希望日の7日前までに、書面（「契約終了・解約申込書」）によりアイカワに通知するものとします。
- 2 お客様は、アイカワが以下の事由によ該当する場合、ただちに本契約を解除することができます。
 - ① 不法行為を行った場合
 - ② 第11条の守秘主義に違反した場合
 - ③ 正当な理由がなくサービスの提供を拒否した場合
 - ④ 破産した場合
 - ⑤ お客様及びそのご家族等の介護者の生命・財産・身体を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第4条（アイカワの解除権）

アイカワは、次の場合、お客様又はそのご家族等の介護者に説明を行うことにより、本契約を解除することができます。

- 1 やむを得ない事情があり、お客様に対して契約解約日の1ヶ月前までに事由を記した文書を交付した場合。
- 2 お客様によるサービス利用料金の支払が2ヶ月以上滞納し、1ヶ月以上の期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合。
- 3 お客様又はそのご家族等の介護者が、アイカワのサービス従業者の生命・身体・精神・財産などを傷つけるなど、その人権を侵害した事により、本契約を継続し難い事情が認められる場合。
- 4 お客様又はそのご家族等の介護者及び、アイカワとの信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合。

第5条（利用料金）

- 1 お客様は、アイカワに対して、「通所型サービス重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいて計算されたサービス利用料金を支払うものとします。
- 2 本契約に基づく通所型サービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合には、前項のサービス利用料金から、保健給付額を差し引いた利用者負担金を支払うものとします。
但し、お客様が要介護認定等を受けていない場合、又は居宅サービス計画が作成されていない場合など、公的介護保険法に定める「償還払い」の取り扱いになる場合には、お客様はサービス利用料金全額を支払うものとします。
(アイカワから「サービス提供証明書」を発行しますので、要介護認定書を受けた後、又は居宅サービス計画作成後に、利用者負担金を除く金額について払い戻しを受けて下さい)
- 3 サービス利用料金は、利用実績に基づいて1ヶ月ごとに計算し、お客様はこれをアイカワが指定する方法により支払うものとします。
- 4 アイカワの料金体系は、国が定める介護給付費(介護報酬)に準じるものとします。
- 5 国が定める介護給付費(介護報酬)の変更により、アイカワの料金体系が変更になる場合、アイカワは1ヶ月前までに書面で通知することにより、お客様に対しサービス利用料金の変更を通知するものとします。

第6条（通所型サービス計画）

- 1 アイカワは、居宅サービス計画に基づいて提供する通所型サービス計画及びその利用料金の見積りが記載された「通所型サービスご利用確認書」をお客様交付することにより、その内容についてお客様に確認するものとします。
- 2 居宅サービス計画の変更に伴い通所型サービス計画が変更になる場合、アイカワは、新たに「通所型サービスご利用確認書」をお客様に交付し、その内容について確認するものとします。
- 3 通所型サービス計画の変更が軽微で一過性のものである時は、お客様に承諾をいただいた上で、「通所型サービスご利用確認書」の交付をしない場合があります。
- 4 通所型サービス計画の内容を変更すべきであると認められた場合、アイカワは、お客様又はそのご家族等の介護者に確認をした上で、居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の変更を要請するものとします。

第7条（通所型サービスを提供する事業所の変更）

お客様の居宅の移転その他により、通所型サービスを提供する事業所（以下、「サービス事業所」とします）が変更になる場合、アイカワは、「サービス事業所変更確認票」により、新たに通所介護サービスを提供するサービス事業所の重要事項等をお客様に提示し、お客様の合意をもってサービス事業所の変更手続きを完了するものとします。

第8条（お客様の医療機関等への入院又は介護保険施設等への入所）

お客様が、医療機関等へ入院又は介護保険施設へ入所された場合、アイカワはお客様が退院又は退所された後にサービスの提供が再開できるよう努めるものとします。

但し、入院又は入所期間等によっては、退院又は退所後のサービスの提供が再開できず、契約を終了する場合があります。この場合、アイカワはお客様がサービスを確保できるよう紹介等の便宜を図るものとします。

第9条（キャンセル）

お客様は、「通所型サービス重要事項説明書」に定めるところによりサービスの利用をキャンセルすることができます。

第10条（サービス提供の記録）

- 1 アイカワは、指定通所型サービスの提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約の終了後5年間（国の省令は2年間ですが、いわき市条例で5年間になります）保管します。
- 2 お客様は、アイカワの営業時間内にその事業所にて、お客様に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できるとともに、その複写物の交付を受けることができます。
- 3 アイカワは、お客様に通所型サービスを提供した際、その都度サービス提供に係る必要な記録を連絡用のノートにつけると共に、当該のノートにより、お客様及びそのご家族等の介護者にご確認いただきます。

第11条（守秘義務）

- 1 アイカワ及びサービス従業者は、通所型サービスを提供する上で知り得たお客様及びそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 アイカワは、お客様の介護上その必要があり、お客様に係る居宅介護支援事業者との連携を図るなど、正当な理由によりお客様又はそのご家族等の個人情報を用いる場合には、予め書面「個人情報に関する同意書」により同意を得るものとします。

第12条（天災等不可抗力）

- 1 本契約の有効期間中、天災その他アイカワの責に帰すべからざる事由により通所型サービスの実施ができなくなった場合には、アイカワは、お客様に対して通所型サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合においても、お客様は既に実施した通所介護サービスについては、所定のサービス利用料金をアイカワに支払うものとします。

第13条（その他の留意事項）

- 1 お客様及びそのご家族等の介護者は、本契約で定められた以外の義務をサービス従業者に依頼することはできません。
- 2 通所型サービスの実施に関する指示・命令は、全てアイカワが行います。但し、アイカワは通所介護サービスの実施にあたって、お客様及びそのご家族等の介護者の事情及び意向に十分配慮するものとします。

第14条（賠償責任）

- 1 アイカワは、通所型サービスの提供に従って、アイカワの責めに帰すべき事由により、ご利用者又はそのご家族等の介護者の生命・身体・財産に障害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
- 2 お客様又はそのご家族等の介護者は、お客様又はそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、アイカワのサービス従業者の生命・身体・財産に障害を及ぼした場合は、その損害賠償を請求される場合があります。

第15条（協議事項）

本契約に協議が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が生じた場合には、お客様又はそのご家族等の介護者及びアイカワは誠意をもって協議の上、その解決に努めるものとします。

第16条（第三者機関の仲介）

お客様はそのご家族等の介護者及びアイカワ双方の協議によっても、解決が困難な事態が生じた場合には、お客様又はそのご家族等の介護者及びアイカワは、行政等の第三者機関を仲介させ、誠意をもってその解決に努めるものとします。

第17条（緊急時の対処方法及び連絡先）

サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

緊急時、救急車対応を行いますか（はい・いいえ）

いいえ、と答えられた方は、ご家族対応とさせていただきます。

緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	続 柄	
主治医	病院または診療所	
	医 師 名	
	住 所	
	電 話 番 号	

なお、お客様（又はその代理人）は、本契約の締結にあたって、アイカワから通所型サービスに関する「重要事項説明書」の説明を受けました。

印